

京都市告示第126号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、財団法人京都市生涯学習振興財団を京都市公金収納受託者とし、京都市生涯学習総合センター及び京都市生涯学習総合センター山科の使用料の徴収事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本頼兼

(生涯学習総合センター事業部総務課)